

# 一般財団法人未来基金ながさき 役員報酬並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人未来基金ながさき（以下、「当財団」という。）の定款第36条の規定に基づき、役員報酬並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、当財団を勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費宿泊費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 当財団の非常勤役員、評議員は、無報酬とする。

- 2 当財団は、定款第36条に基づき、常勤役員及び特別職務役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員及び特別職務役員には、評議員会において定める総額の範囲内において、別表「常勤役員報酬表」に基づき定例役員報酬を支給する。

## (報酬等の額の決定)

- 第4条 当財団の常勤役員の定例報酬月額は、別表「常勤役員報酬表」のとおりとし、別表「常勤役員報酬表」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 2 所得税、社会保険料及び本人から申し出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬等の支給額から控除する。
  - 3 月の途中で常勤役員が就任したとき、あるいは、月の途中で役員を退任または死亡したときは、その事由が発生した月の分の報酬等を全額支給する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、当月の25日(この日が当財団又は金融機関の休業日に当たる場合は、その直前の営業日)に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

(費用)

第7条 当財団は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第8条 当財団は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条11項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、評議員会において決議する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規定は、2020年6月1日から施行する。

(付則)

この規定は、2022年11月29日から施行する。

別表：常勤役員および特別職務執行役員報酬表

(月額：円)

第1級	40,000	第19級	220,000
第2級	50,000	第20級	230,000
第3級	60,000	第21級	240,000
第4級	70,000	第22級	250,000
第5級	80,000	第23級	260,000
第6級	90,000	第24級	270,000
第7級	100,000	第25級	280,000
第8級	110,000	第26級	290,000
第9級	120,000	第27級	300,000
第10級	130,000	第28級	310,000
第11級	140,000	第29級	320,000
第12級	150,000	第30級	330,000
第13級	160,000	第31級	340,000
第14級	170,000	第32級	350,000
第15級	180,000	第33級	360,000
第16級	190,000	第34級	370,000
第17級	200,000	第35級	380,000
第18級	210,000	第36級	390,000